

各都道府県知事 殿

総務大臣
(公印省略)

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行について（通知）

地方交付税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第8号）が本日公布され、令和3年4月1日から施行されます。

この法律の趣旨は、下記のとおりですので、御了知の上、貴都道府県内の市区町村にも周知いただくようお願いいたします。

記

一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

1 地方交付税の総額の特例

- (1) 令和3年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、令和3年度における法定加算額2,246億円、令和2年度からの繰越額2,500億円、臨時財政対策のための特例加算額1兆7,168億9,917万2,000円及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額6,000億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金利子支払額760億円、平成20年度分、平成21年度分、平成28年度分及び令和元年度分の地方交付税の総額を確保するため総額の特例として加算した額に相当する額のうち令和3年度分の地方交付税の総額から減額することとしている額3,004億4,248万2,000円を控除した額とすること。
- (2) 交付税及び譲与税配付金特別会計借入金について、各年度の償還額を見直し、令和38年度までに償還することとすること。
- (3) 令和元年度における地方交付税の精算減額4,811億円について、令和9年度から令和18年度までの各年度分の地方交付税の総額から減額すること。

2 基準財政需要額の算定方法の改正

- (1) 地域社会のデジタル化に集中的に取り組むための経費の財源を措置するため、令和3年度及び令和4年度における措置として「地域デジタル社会推進費」を設けること。

- (2) 保健所の体制強化、児童虐待防止の充実、障害者の自立支援の充実、介護給付の充実に要する経費の財源を措置すること。
- (3) 教育の情報化、特別支援教育、私学助成等教育施策に要する経費の財源を充実すること。
- (4) 公共施設等の適正管理を推進するため、維持補修に要する経費の財源を充実すること。
- (5) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置すること。
- (6) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

3 基準財政収入額の算定方法の特例

令和3年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の100分の75の額を加算する特例を設けること。

4 特定被災地方公共団体に係る普通交付税の算定方法の特例

令和3年度において、特定被災地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に関し、必要な特例措置を設けること。

5 震災復興特別交付税に関する特例

- (1) 震災復興特別交付税に充てるため、令和3年度分の地方交付税の総額に1,326億2,729万7,000円を加算すること。
- (2) その他震災復興特別交付税に関する所要の特例を設けること。

6 その他所要の改正

二 地方財政法の一部改正

- 1 河川等におけるしゅんせつ等に要する経費に充てるために令和2年度から令和6年度までの間に限り発行できるとされている地方債の対象に、防災重点農業用ため池等を追加すること。
- 2 その他所要の改正

三 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

- 1 自動車税の環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限の延長に伴い、自動車税減収補填特例交付金の交付年度を令和3年度まで延長すること。
- 2 その他所要の改正